

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」  
及び「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の取組について

## ① 啓発

- ポスター・リーフレット・チラシや啓発グッズの作成・配布
- 講演会等の実施
  - 人権を考える公開講座「コロナハラスメントと人権侵害」
  - ふれあい人権フェスタ講演会  
「人間の心のしくみと偏見・差別～心理学者から見た感染禍～」
  - 人権同和運動推進月間講演会「被差別部落の起源・成立と部落解放の展望」
- メディア等の利用
  - テレビ「きのくに21」、ラジオ「ラジオでお届け！県政最前線」
  - 広報誌「県民の友」、県HP、SNS (Twitter・LINE・Instagram・Facebook)

## ② 相談

※②～④の令和3年度件数は10月末時点

- 相談件数
 

コロナ	令和2年度：293件	(内、誹謗中傷等 49件)
	令和3年度：193件	(内、誹謗中傷等 55件)
部落差別	令和2年度：15件	
	令和3年度：8件	
- 相談体制の充実
  - [無料弁護士相談]
  - 実施曜日：毎月 第2・第4木曜日 → 奇数月は 第2土曜日・第4木曜日
  - 実施方法：県人権啓発センターのみ → 県振興局からオンライン相談対応

## ③ 差別事件対応

- 差別事件件数
 

コロナ	令和3年度：2件	(内、条例適用 0件)
部落差別	令和2年度：23件	(内、条例適用 12件)
	令和3年度：12件	(内、条例適用 8件)

## ④ 実態把握

- モニタリング
 

コロナ	令和2年度：21件	(内、削除件数 2件)
	令和3年度：64件	(内、削除件数 16件)
部落差別	令和2年度：339件	(内、削除件数 46件)
	令和3年度：176件	(内、削除件数 44件)
- 調査
  - 同和問題 (部落差別) に関する県民意識調査



# 新型コロナ 誹謗中傷対策条例 を施行しました

## 誹謗中傷が行われない社会の実現を目指して



知事メッセージ動画を  
ご覧いただけます。



### コロナ差別相談ダイヤル

名称	問い合わせ先	相談時間
和歌山県人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜 (9:00～17:45)

### 和歌山県内の人権全般に関する相談窓口

名称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン(公財)和歌山県人権啓発センター	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜 (9:00～16:00)
海草振興局地域振興部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-423-9269	月～金曜 (9:00～17:45)
那賀振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜 (9:00～17:45)
伊都振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜 (9:00～17:45)
有田振興局地域振興部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜 (9:00～17:45)
日高振興局地域振興部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜 (9:00～17:45)
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜 (9:00～17:45)
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜 (9:00～17:45)
法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL.0570-003-110	月～金曜 (8:30～17:15)

※ 全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局、地方方法務局につながります。  
※ 発着した地域によっては、その地域を管轄しない法務局、地方方法務局で電話を受けられる場合があります。  
※ PHS、一部のIP電話番号からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。

**常設相談所**

- ・和歌山地方方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
- ・和歌山地方方法務局橋本支局 ☎0736-32-0206
- ・和歌山地方方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
- ・和歌山地方方法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
- ・和歌山地方方法務局新宮支局 ☎0735-22-2757

※ 上記のいずれの機関も、祝日及びひな年末年始は除きます。



もしもし



相談したい！

悩むくらいです！

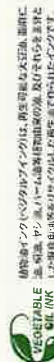
### 問い合わせ先

**和歌山県 企画部 人権局 人権政策課**  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL.073-441-2561 FAX.073-433-4540

詳しくはこちら



和歌山県 新型コロナ被害救済条例 検索





# 『和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例』の概要

(公布・施行:令和2年12月24日)

和歌山県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指しています。



## なぜ、条例を制定したの？

本県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗(のぼつ)中傷や風評被害、SNS等による感染者などの特定といった被害が発生しています。このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者等が連携を図りながら、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指すために、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定しました。

## 条例の主な内容は？

### ■ 誹謗中傷等の禁止

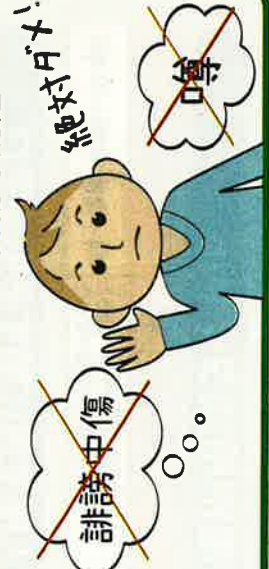
- インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、
- 新型コロナウイルス感染症に感染したこと又はそのおそれがあること、
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないことを理由に、その内容が事実か否かに関係なく、誹謗中傷を行ったり、不当に名誉を毀損したり、本人の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表したりする行為を行ってはなりません。

### ■ 県、県民、事業者の責務を規定

誹謗中傷等が行われない社会を実現するために、県、県民、事業者が取り組むべきことを定めました。

### ■ 特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

インターネット上に投稿された誹謗中傷等の情報を削除することができるのは、投稿した本人又はプロバイダに限定され、誹謗中傷等の情報の拡散防止を図るために、プロバイダが取り組むべきことを定めました。



## 県はどのような取組をするの？

- 国、市町村、県民、事業者等との連携を図りながら、誹謗中傷等の実態の把握と、誹謗中傷等をなくすための施策を行います。



「誹謗中傷の調査中」

### 《誹謗中傷等をなくすための施策》

- すべての人が新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくために、教育及び啓発を実施します。
- 誹謗中傷等にあわれた方からの相談に応じます。また、誹謗中傷等に関する相談に対応するため、相談体制の充実を図ります。
- 市町村と連携して、誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。

- 誹謗中傷等をなくすために、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。

## 県民や事業者に求められていることは？

- 人権尊重の社会づくりの担い手として、誹謗中傷等が行われない社会の実現にご協力ください。

### 《県民・事業者の方へ》

- 県民の皆さんは、不確かな情報や根拠のない噂(うわさ)に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、人権に配慮した行動をお願いします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員が誹謗中傷等を行わないための研修などをお願いします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に積極的な参加をお願いします。



正しく理解して、誹謗中傷のない社会を！





心まで、離れないで。

新型コロナウイルス感染症による

いわれのない差別やいじめ、誹謗中傷が

多発しています。

社会的距離は保つても、

心は寄り添って、

みんなでこの危機を乗り越えましょう。

相談窓口

新型コロナウイルス  
感染症専用相談窓口  
(健康推進課)

TEL 073-441-2170

人権ホットライン [人権全般]  
(人権啓発センター)

TEL 073-421-7830



#正しい理解を  
#差別はやめよう



知事メッセージ動画が  
ご覧いただけます。

和歌山県・ELE(公財)和歌山県人権啓発センター

おにぎり 糖と塩の味

おにぎり 糖と塩の味

おにぎり 糖と塩の味

おにぎり 糖と塩の味

おにぎり 糖と塩の味

おにぎり 糖と塩の味

おにぎり 糖と塩の味



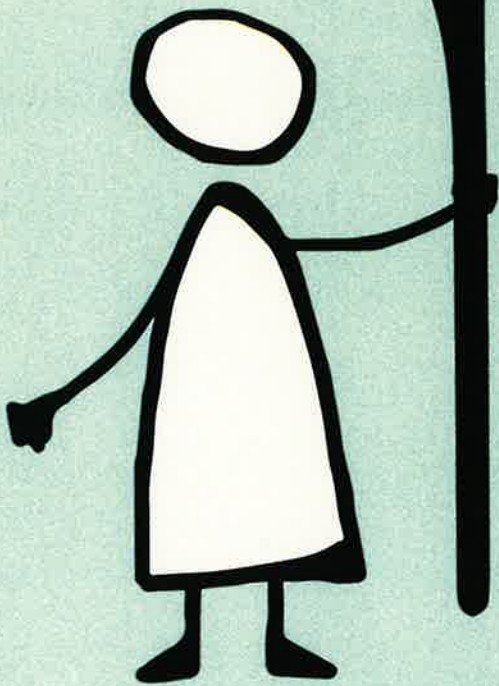
0715-144-5150

おにぎり 糖と塩の味

0687-151-1830

おにぎり 糖と塩の味





# ひとりでも悩まず 相談して

新型コロナウイルス感染症に係る  
誹謗中傷、差別やいじめは許されません。  
社会的距離は保っても、  
心は寄り添いましょう。

相談窓口

コロナ差別  
相談ダイヤル

TEL 073-441-2563  
FAX 073-433-4540

和歌山県



#正しい理解を  
#差別はやめよう



知事メッセージ動画が  
ご覧いただけます。



おなじくおなじく

おなじく



おなじくおなじくおなじくおなじく  
おなじくおなじくおなじくおなじく  
おなじくおなじくおなじくおなじく  
おなじくおなじくおなじくおなじく

おなじく

おなじく

おなじく

おなじく





# コロナ誹謗中傷

新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、  
医療従事者等に対する誹謗中傷は犯罪です。

それ **犯罪** です

## 名を名乗ってその行為できますか？

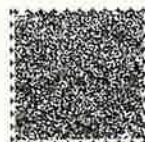
悪質なデマや誹謗中傷に対して、県は、止めるよう指導します。  
誹謗中傷は、懲役や罰金などの刑事罰が科されるだけでなく、  
被害者から損害賠償を請求されることもあります。

例えば…

- ・「〇〇店ではコロナに感染した従業員が働いている」といった書き込みやうわさをすれば、  
名誉毀損罪（3年以下の懲役、禁錮、50万円以下の罰金）
- ・「適切な感染対策をしていないから、□□病院はクラスターが発生した」と虚偽の情報を流せば、  
信用毀損罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「〇〇店で働いている従業員はコロナに感染している」とデマを流して、営業を妨害すれば、  
偽計業務妨害罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「クラスターになった□□施設はアホだから放火してやる」とインターネット上に書き込み、  
施設の業務を妨害すれば、威力業務妨害罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「コロナに感染した△△を殺害する」とインターネット上に書き込みをすれば、  
脅迫罪（2年以下の懲役、30万円以下の罰金）

になる場合があります

**その行為 あなたの人生も狂わせます！**



## <コロナ差別専用相談窓口>

誹謗中傷、差別やいじめなどにお困りの方は、こちらにご相談ください。

○コロナ差別相談ダイヤル	TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
--------------	--------------------------------------	------------------------

## <新型コロナウイルス感染症専用相談窓口>

新型コロナウイルス感染症に関する健康についてお悩みの方は、こちらにご相談ください。

○和歌山県健康推進課	TEL 073-441-2170 FAX 073-431-1800	24時間対応 (土・日・祝日含む)
○和歌山市保健所	TEL 073-488-5112 FAX 073-431-9980	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)

※最寄りの保健所でも相談することができます

(相談時間等については、今後、変更になる場合があります。)

## <和歌山県内の人権全般に関する相談窓口>

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についてお悩みの方は、下記窓口でも相談できます。

○人権ホットライン 【(公財)和歌山県人権啓発センター】	TEL 073-421-7830 FAX 073-435-5421	月～金曜 9:00～16:00 (祝日除く)
○海草振興局地域振興部 総務県民課	TEL 073-441-3344 FAX 073-423-9269	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○那賀振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0736-61-0006 FAX 0736-61-0007	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○伊都振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0736-33-4900 FAX 0736-33-4916	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○有田振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0737-64-1257 FAX 0737-64-1256	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○日高振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0738-24-2936 FAX 0738-24-2906	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○西牟婁振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0739-26-7909 FAX 0739-26-7962	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)
○東牟婁振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0735-21-9650 FAX 0735-21-9636	月～金曜 9:00～17:45 (祝日除く)

### ■問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
和歌山県企画部人権局人権政策課  
TEL 073-441-2561 FAX 073-433-4540

一人で悩まず  
相談して





## 和歌山県内の人権全般・部落差別に関する相談窓口

名称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン(公財)和歌山県人権啓発センター	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜(9:00～16:00)
和歌山県企画部人権局人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜(9:00～17:45)
海草振興局地域振興部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-423-9269	月～金曜(9:00～17:45)
那賀振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜(9:00～17:45)
伊都振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜(9:00～17:45)
有田振興局地域振興部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜(9:00～17:45)
日高振興局地域振興部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜(9:00～17:45)
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜(9:00～17:45)
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜(9:00～17:45)
法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL.0570-003-110	月～金曜(8:30～17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方自治法務局につながります。  
※所属した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方自治法務局で電話を受ける場合があります。  
※PHS、一部のIP電話等からは利用できません。その場合は、下記の常設相談所へ。



もしもし

- 和歌山地方自治法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
- 和歌山地方自治法務局橋本支局 ☎0736-32-0206
- 和歌山地方自治法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
- 和歌山地方自治法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
- 和歌山地方自治法務局新宮支局 ☎0735-22-2757

※上記のいずれの機関も、初日及び年末年始は除きます。



問い合わせ先  
和歌山県 企画部 人権局 人権政策課  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL.073-441-2561 FAX.073-433-4540

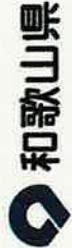


詳しくはこちら  
和歌山県 部落差別解消推進条例  
令和3年1月改定



# 部落差別 解消推進条例 を施行しました

## 差別のない社会に向けて



和歌山県



# 『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』の概要

(公布・施行:令和2年3月24日)  
(改正:令和2年12月24日)

## 和歌山県は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指しています。



### なぜ、条例を制定したの？

和歌山県では、これまでも様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問いつける行為や、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避・排除する書き込みなどの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを旨として、条例を制定しました。

部落差別をなくそう！



### 条例の主な内容は？

#### ■基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはけません。
- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。



#### ■部落差別の禁止

- インターネットを利用して部落差別を行ってはけません。
- 結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってはけません。
- 個人への誹謗中傷や落書きその他あらゆる行為により、部落差別を行ってはけません。



#### ■県、県民、事業者の責務を規定

- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別のない社会を実現するために定めました。

#### ■特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

- プロバイダ自身が、インターネット上に投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除いただくことを求めています。

### 県はどのような取組をするの？

- 国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、部落差別の解消のための施策を行います。

#### <部落差別の解消のための施策>

- すべての人に部落差別に関しての理解と認識を深めていただくため、教育及び啓発を実施します。
- 部落差別に関する相談に対応します。また、部落差別に関する相談に応じるため、相談体制の充実を図ります。
- 市町村と連携して、部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。
- 部落差別に関する意識調査など、必要な調査を行います。



なるほど！

- 部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。

### 県民や事業者に求められることは？

- 人権尊重の社会づくりの担い手として、部落差別の解消の推進に協力してください。

#### <県民・事業者の方へ>

- 県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のために取り組むようお願いいたします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修などを行うようお願いいたします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に参加をお願いします。



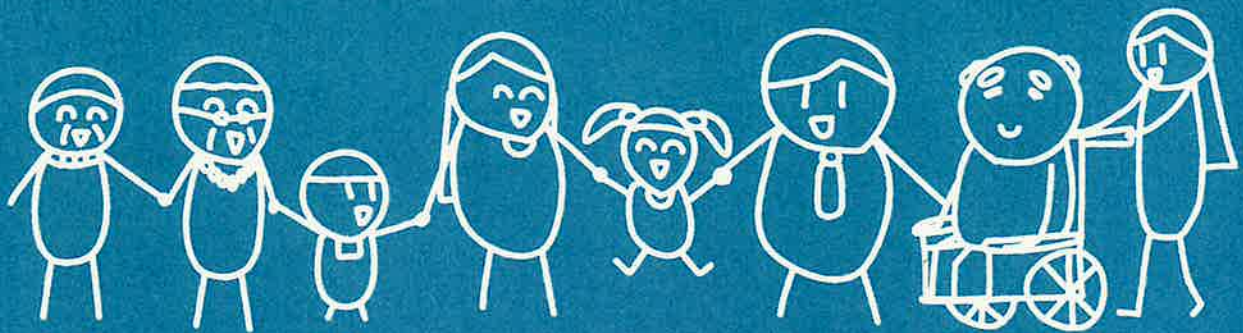
協力します！





差別のない社会に向けて

# 部落差別 解消推進条例 を施行しました



## 条例のポイント!

- ポイント1 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。
- ポイント2 部落差別は基本的人権の侵害であり、インターネットを利用した部落差別、結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別、その他あらゆる行為による部落差別を行ってはなりません。
- ポイント3 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって部落差別の解消に取り組み、部落差別のない社会の実現を目指しましょう。





シンポジウム

# インターネットと

# 人権

参加無料  
定員 200人  
(申込先着順)  
要事前申込

インターネット上の人権侵害の防止対策について考えます。

日時 **2022.1.25 火** 13:30 ▶ 16:30

場所 **かつらぎ総合文化会館 あじさいホール** 〒649-7121 かつらぎ町丁ノ町 2454

要約筆記・手話通訳・一時保育あります。 ※一時保育は申込が必要です。【2021.12.28 火 締切】

## スケジュール

1部 基調講演 2部 パネルディスカッション

講師 / コーディネーター

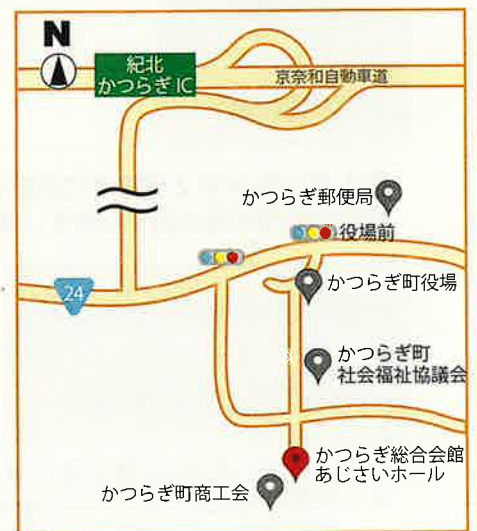
佐藤 佳弘 株式会社 情報文化総合研究所代表取締役  
武蔵野大学名誉教授

パネリスト

豊田 充崇 和歌山大学教授

竹内 和雄 一般社団法人ソーシャルメディア研究会代表  
兵庫県立大学准教授

山岡 大 あさかぜ法律事務所代表(弁護士)



※ 新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用のうえ、ご来場ください。

新型コロナウイルス感染拡大の状況により開催方法を変更する場合があります。

お問い合わせ先 (公財) 和歌山県人権啓発センター TEL 073-435-5420

主催 和歌山県、(公財) 和歌山県人権啓発センター 15 後援 和歌山県議会、和歌山県教育委員会

## 講師 / コーディネーター



さとう よしひろ  
**佐藤 佳弘**

東北大学を卒業後、富士通(株)に入社。その後、東京都立高等学校教諭、(株)NTT データを経て、現在は(株)情報文化総合研究所代表取締役、武蔵野大学名誉教授、早稲田大学大学院非常勤講師、明治学院大学非常勤講師、総務省自治大学校講師。ほかに、西東京市情報政策専門員、東京都人権施策に関する専門家会議委員、愛知の人権施策に関する有識者会議委員、埼玉県人権施策推進懇話会委員、東久留米市個人情報保護審査会会長、東村山市情報公開運営審議会会長、東久留米市情報公開審査会委員、東村山市個人情報保護運営審議会委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会アドバイザー、オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会アドバイザー、西東京市社会福祉協議会 情報対策専門員、NPO 法人市民と電子自治体ネットワーク 理事、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター 客員研究員。(すべて現職)  
専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士(東京大学)を取得。

## パネリスト



とよだ みちたか  
**豊田 充崇**

公立中学校の教員を経て、現在は和歌山大学教授としてICT活用・情報モラル教育・プログラミング教育に関する授業実践研究に取り組むとともに、教育現場での検証も行う。



たけうち かずお  
**竹内 和雄**

公立中学校の教員等を経て、現在は兵庫県立大学准教授として子供のいじめや不登校、ネット問題等についての研究に取り組む。文科省や総務省等で子供のネット問題についての委員を歴任。



やま おか だい  
**山岡 大**

龍谷大学法学部を卒業後、平成9年に司法試験に合格し、平成12年に和歌山弁護士会に登録。平成31年4月から令和2年3月まで和歌山弁護士会副会長を務める。現在はあさかぜ法律事務所代表。

### お申し込み方法

出席される方の「お名前」「団体 / 所属名」「電話番号」をFAX、電話またはEメールで下記までお知らせください。

### お申し込み先

(公財)和歌山県人権啓発センター  
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛2階  
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421 Eメール j-internet@w-jinken.jp

(公財)和歌山県人権啓発センター あて

**「インターネットと人権」 参加申込書 FAX 073-435-5421**

団体 / 所属名	※ 個人でのお申し込みの場合、記入は不要です。
参加者のお名前	※ 参加される方全員のお名前をご記入ください。
電話番号	

満1歳から小学2年生までのお子さんの一時保育を行います。ご希望の方は、下記もご記入ください。別途申込用紙をお送りします。なお、申込締切は2021年12月28日(火)です。

一時保育を申し込む人数	人	※ 対象年齢 満1歳から小学2年生まで
FAX または Eメール		
記入いただいた FAX または Eメールあてに、申込用紙をお送りします。メールをご希望の方は j-internet@w-jinken.jp からのメールを受信可能にしておいてください。		

※ お預かりいたしました個人情報については、当センターで責任を持って管理し、本講座のみに使用させていただきます。ただし、シンポジウム参加者、スタッフが新型コロナウイルス感染症に感染した場合、上記の個人情報を保健所等の公的機関に情報提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



「企業における人権」講演会

# インターネットと人権侵害

## インターネットで、 誹謗中傷にあったらどうすれば!?

入場無料

先着順!

- 和歌山市会場 令和3年11月26日(金) 14:30～16:30  
「アバローム紀の国」3階 孔雀の間 (和歌山市湊通丁北 2-1-2)
- 田辺市会場 令和4年2月10日(木) 14:30～16:30  
「紀南文化会館」4階 小ホール (田辺市新屋敷町1番地)



### ● 講師：弁護士 神田 知宏氏

#### ■ 講師プロフィール

一橋大学法学部卒業。プログラマ、ITベンチャー起業を経て、2007年弁護士(第二東京弁護士会)・弁理士登録。  
インターネット関係仮処分は裁判所の事件番号(ヨ号)で1000件以上を担当し、発信者情報開示請求、削除請求の判例データベースでの登録数は、D1-lawで約160件、Westlawで約140件(2021/02現在)。

### ● 取組発表： 和歌山県人権尊重の社会づくり協定締結企業

- 定員 / 和歌山市会場 80人  
田辺市会場 50人

- 参加方法 / 事前に裏面申込書により FAX、又は TEL、メールでお申込みください。

- お申込み / 和歌山県人権施策推進課
- TEL 073-441-2566
- FAX 073-433-4540
- メール e0215001@pref.wakayama.lg.jp
- 手話通訳・要約筆記あります。
- 主催：和歌山県
- 経済産業省中小企業庁委託事業

### MAP

#### ■ 和歌山市会場

アバローム紀の国  
TEL 073 (436) 1200

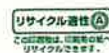


#### ■ 田辺市会場

紀南文化会館  
TEL 0739 (25) 3033



※新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用のうえ、ご参加ください。



# FAX送付状

和歌山県人権施策推進課 あて

FAX番号(073-433-4540)

「企業における人権」講演会 参加申込書

日時 令和3年11月26日(金) 14:30~16:30  
会場 和歌山市 「アパローム紀の国」3階 孔雀の間

日時 令和4年2月10日(木) 14:30~16:30  
会場 田辺市 「紀南文化会館」4階 小ホール

出席される方のお名前

所属	役職名	氏名	会場	
			和歌山市会場 11月26日	田辺市会場 2月10日

※出席される会場に、○をつけてください

事業所名	
ご担当者	
電話番号	

◎和歌山市会場は令和3年11月11日(木)までに、お申込みください。

◎田辺市会場は 令和4年 1月26日(水)までに、お申込みください。

※申込み多数の場合は、先着順とさせていただきます。

※場合によっては、直前でもお申込み可能な場合があります。お気軽にお問合わせください。

<申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、本事業目的以外には使用しません。>

※新型コロナウイルス感染症が発生した場合など必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



# 一人で悩まず、相談して



(公財)和歌山県人権啓発センターでは、人権に関する様々な相談に専門の相談員が対応しています。  
 また、法的な解決が必要な相談に対応するため、弁護士による法律相談も実施しています。  
 和歌山県人権局や各振興局総務県民課でも、人権に関する様々な相談に対応しています。

## 人権ホットライン【(公財)和歌山県人権啓発センター】

● 常設相談 **TEL 073-421-7830** ナヤミゼロ **FAX 073-435-5421**

開設  
日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）  
午前9時～午後4時

相談  
方法

- ・電話相談
- ・面接相談



● 弁護士による法律相談【事前予約制】（お電話・FAX でご予約ください）

**TEL 073-435-5420** **FAX 073-435-5421**

開設  
日時

1,3,5,7,9,11月（奇数月）：第2土曜日・第4木曜日 ※ 祝日の場合は原則、その翌日  
 2,4,6,8,10,12月（偶数月）：第2・第4木曜日  
 午後1時～4時

相談  
方法

- ・面接相談
- ・オンライン相談



弁護士  
(人権啓発センター)



相談者  
(最寄りの振興局)  
※海草振興局除く

## 和歌山県人権局

※ 最寄りの振興局総務県民課でも相談できます。

**TEL 073-441-2563** **FAX 073-433-4540**

開設  
日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）  
午前9時～午後5時45分

相談  
方法

- ・電話相談
- ・面接相談





一人ひとりの未来を共に築く

当社は、お客様の事業の発展を支援するために、様々なサービスを提供しています。お客様の課題を解決し、新たな価値を生み出すお手伝いをさせていただきます。

【一人ひとりの未来を共に築く】 株式会社 山崎商事  
TEL: 03-432-8431 FAX: 03-432-8431

（代表取締役） 山崎 太郎  
〒100-0001 東京都千代田区千代田




業務内容・  
サービス

株式会社

【一人ひとりの未来を共に築く】 株式会社 山崎商事  
TEL: 03-432-8431 FAX: 03-432-8431

代表取締役 山崎 太郎  
〒100-0001 東京都千代田区千代田




業務内容・  
サービス

株式会社

【一人ひとりの未来を共に築く】 株式会社 山崎商事  
TEL: 03-432-8431 FAX: 03-432-8431

（代表取締役） 山崎 太郎  
〒100-0001 東京都千代田区千代田




業務内容・  
サービス

株式会社

【一人ひとりの未来を共に築く】 株式会社 山崎商事

# 同和地区の問い合わせを行ってはいけません





# 同業組合の活動内容について

1

同業組合は、  
地域の経済を  
発展させる  
ために、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

2

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

3

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

4

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

5

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

同業組合は、  
組合員相互に  
協力し、  
共同で事業を  
営みます。

# インターネット上に差別書き込みしていませんか？

3

あー！反応が続々と、スッキリした！

木のくにフリーBBS

W市のAIについて語るスレ

1. W市のAIは同和地区出身者だよ。関わらない方がいいよ。

---

134. マジで！こわっ

135. 教えてくれて、ありがとう～

1

あいつ調子に乗ってるムカつくな！

みんなの人気者A君

4

やべっ、広げすぎたかも…

同和地区ってなに？

関わらない方がいいよ…

？

2

木のくにフリーBBS

W市のAIについて語るスレ

1. W市のAIは同和地区出身者だよ。関わらない方がいいよ。
2. そうなんや！知らなかった！！
3. だから、何？

掲示板に、あいつが嫌われる記事を書いてやるう！

5

木のくにフリーBBS

W市のAIについて語るスレ

1. W市のAIは同和地区出身者だよ。関わらない方がいいよ。
2. そうなんや！知らなかった！！
3. だから、何？

1. インターネット上に、特定の個人が同和地区出身者であるなどの誹謗中傷や同和地区やその関係者を避ける目的で差別書き込みを行うことは人権侵害にあたるため、行ってはいけません。

2. また、インターネット上の差別書き込みをさらに拡散させる行為を行ってはいけません。



トキオ証券の「トキオ証券整備会社」サービス

1

「トキオ証券整備会社」

「トキオ証券整備会社」が、お客様の証券口座を一元管理し、一括で売却・買入を行うことができます。

2

「トキオ証券整備会社」が、お客様の証券口座を一元管理し、一括で売却・買入を行うことができます。

3

「トキオ証券整備会社」が、お客様の証券口座を一元管理し、一括で売却・買入を行うことができます。

4

「トキオ証券整備会社」が、お客様の証券口座を一元管理し、一括で売却・買入を行うことができます。

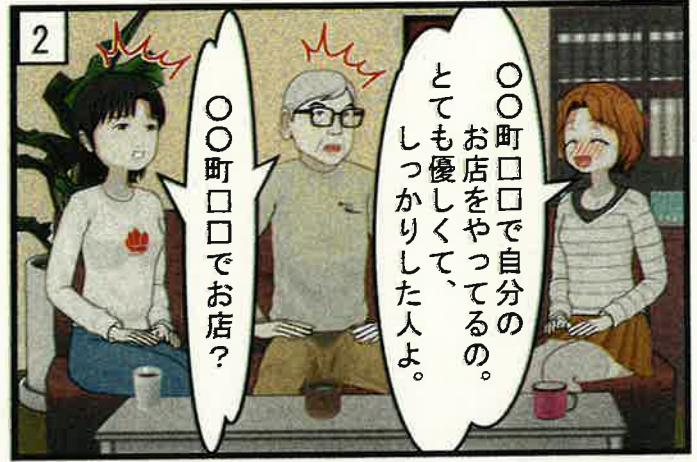
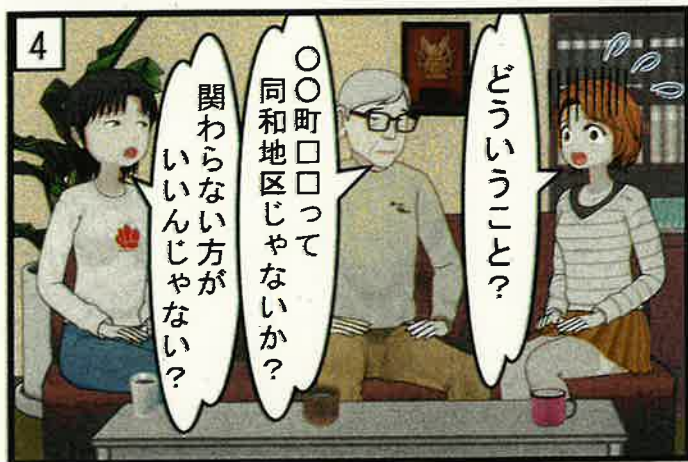
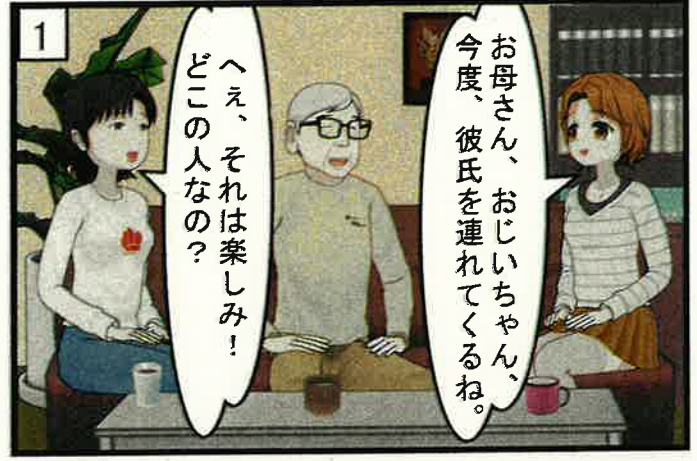
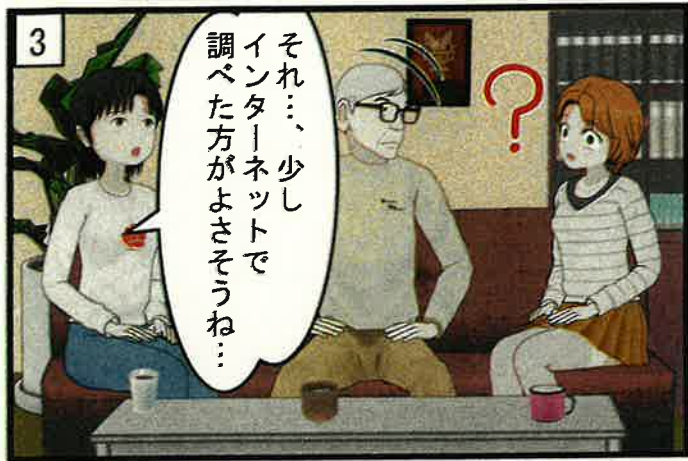
5

「トキオ証券整備会社」が、お客様の証券口座を一元管理し、一括で売却・買入を行うことができます。

「トキオ証券整備会社」が、お客様の証券口座を一元管理し、一括で売却・買入を行うことができます。

「トキオ証券整備会社」が、お客様の証券口座を一元管理し、一括で売却・買入を行うことができます。

# 受け継がれる差別意識





## 異なる視点から見た成功

1

ALL INFORMATION  
RECEIVED  
DATE: 11/24/15

11/24/15  
5:47 AM  
MUSKIEG

1

ALL INFORMATION  
RECEIVED  
DATE: 11/24/15

2

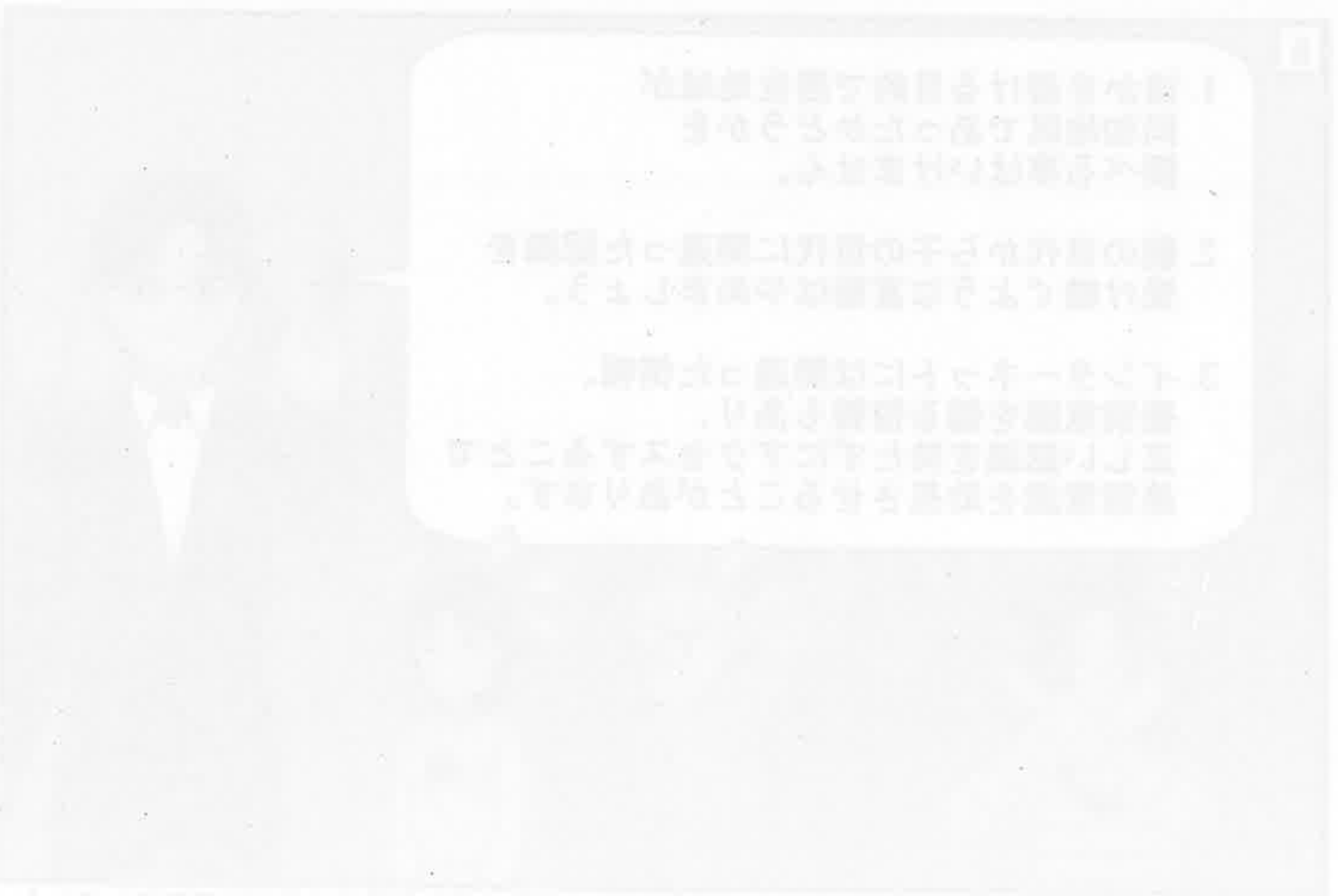
ALL INFORMATION  
RECEIVED  
DATE: 11/24/15

11/24/15  
5:47 AM  
MUSKIEG

2

ALL INFORMATION  
RECEIVED  
DATE: 11/24/15

3



成功は自分の内面から始まる。自分  
が何をしたいのか、何を成し遂げたいのか、  
何を達成したいのか、それらを明確に  
設定し、それに向かって行動することである。

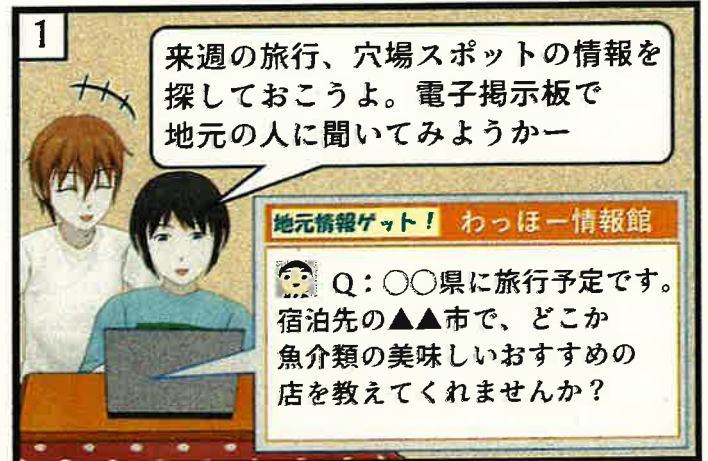
成功は自分の外側から始まる。自分  
の周りの環境を整えることである。

成功は自分の内側から始まる。自分  
の心を鍛えることである。

成功は自分の外側から始まる。自分  
の周りの環境を整えることである。

成功は自分の内側から始まる。自分  
の心を鍛えることである。

# 差別書き込みを見つけたら



## 5 差別書き込みを見つけた方々へ

和歌山県では、県民の皆さんからの情報提供により  
見つけた差別書き込みについて、プロバイダに対し  
削除要請を行っています。

インターネット上であっても誰かを差別したり、差別を  
助長するような書き込みは許されるものではありません。

差別書き込みを見つけたら、県やお住いのある市町村  
などに相談しましょう。

その小さな行動が、差別をなくす大きな一歩となります。

### ■相談窓口■

(公財) 和歌山県人権啓発センター (人権ホットライン)

TEL : 073-421-7830 FAX : 073-435-5421

和歌山県人権局

TEL : 073-441-2563 FAX : 073-433-4540





## よさ村の良き暮らしを書籍誌

1

中野氏の「一歩」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

「よさ村」の歩み

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

2

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

3

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

4

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

## ハム式よさ村の良き暮らしを書籍誌



「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜

「よさ村」の歩み、自らの経験  
で得た知恵、よさ村は「一歩」  
〜ゆきとあつたの歩み〜